【 令和６年度　学校体育施設開放 利用にあたって 】

二次募集の利用申請書等の提出について

受 付 期 間：**3月9日(土)から 11 月9日(土)まで【厳守】**

受 付 時 間：**午前8時30分から午後5時まで**

休館日（毎週月曜日 ※月曜日が国民の祝日にあたる時はその直後の休日で日）は受付ができません。

募　集　枠：利用できる曜日や種目は学校ごとに異なりますので、総合体育館までお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

利 用 開 始：5月以降

利 用 方 法：申請書の受理順に審査して決定

提 出 書 類：⑴　学校体育施設利用許可申請書

⑵　学校体育施設利用団体名簿

⑶　学校体育施設利用活動内容届

総合体育館ホームページからダウンロードが可能です。

https://www.spofure-kasugai.or.jp/sports/school/

提　出　先：**総合体育館へ持参してください。（郵送 FAX 不可）**

《 注意事項 》

1　利用できる条件、曜日、時間、種目等に令和５年度と異なる学校がありますので、受付窓口、又はホームページで御確認のうえ、御申込みください。

2　許可された団体が使用せず、又貸しをし、他団体が使用していたり、虚偽の申請を行うなど不正な行為が発覚した場合は利用停止の対象となりますので御注意ください。

3　施設の工事等により、利用許可内容が制限されたり、長期に渡り利用できなくなる場合もございますので、ご了承ください。

4　**鳥居松小学校については、夏休み期間中は利用ができませんので、ご了承ください。**

《 団体条件 》

1　市内に在住又は在勤する人で構成する10人以上の団体

2　成人の責任者１人と成人の副責任者２人を有する団体

※　正副責任者は、必ず平日昼間に連絡が取れる人とします。

※　鍵の管理は正副責任者で行うこととし、利用日には必ず正副責任者のうち１人は施設にいて管理してください。

３　２つ以上の団体の正副責任者を兼ねることはできません。

《 利用条件 》

１　原則として１団体につき１枠（週１回、１校）とします。（午前、午後、夜間それぞれを１枠とします。）空いている枠について、先着順で受け付けます。

２　**二枠目**を利用しようとする場合の受付期間は、**６月１日（土）から11月９日（土）まで**とし、**利用開始は７月以降**となります。

３　年間を通して許可書に記載された曜日、時間、種目で利用とします。

４　営利目的、政治活動及び宗教活動等での利用は許可できません。

《 開放期間 》

令和６年５月以降から令和７年３月15日（土）まで

※令和６年12月29日（日）から令和６年１月３日（金）までを除く。

《二次募集の利用開始月と利用申請受付期間》

利用開始月	利用申請受付期間 （この期間に総合体育館へ申請書等を提出した場合）
5月	3月９日(土)～4月９日(火)
6月	4月10日(水)～5月９日(木)
7月	5月10日(金)～6月９日(日)
8月	6月11日(火)～7月９日(火)
9月	7月10日(水)～8月９日(金)
10月	8月10日(土)～9月８日(日)
11月	9月10日(火)～10月９日(水)
12月	10月10日(木)～11月９日(土)

《 開放時間・実費徴収金 》

開放時間は、学校により異なる場合がありますので、受付窓口で確認してください。

実費徴収金は、２期に分けて請求いたします。４～９月分を10月に、10～３月分を３月に金融機関払込用の納入通知書を団体責任者へ送付いたします。

施　設	開放時間	実費徴収金
小学校の体育館	○月～金曜日　夜間　18:00～21:00 ○土・日曜日　午前　9:00～12:00 午後　13:00～16:00 夜間　18:00～21:00	１回　500円 ただし、丸田小・出川小は１回800円
中学校の体育館	夜間　19:00～21:00	１回 800円
中学校の武道場	夜間　19:00～21:00	１回 500円

《 特に定める利用条件・注意事項 》

・フットサルは施設管理上禁止します。ただし、小学生以下を対象とする団体で、**ボールを使わず**基礎体力練成での使用のみ認める場合があります。

・施設周辺の住環境(騒音問題)に配慮するため、学校によっては、住宅側の窓を閉め切って活動していただくことがあります。(夏場も閉め切り) また、大きな音の出る種目及び施設の利用方法を制限する場合があります。各学校の利用条件を確認してください。

《 申請書記入上の注意 》

1　必ずボールペンで記入してください。(鉛筆、消せるボールペンは不可)

2　申請書等の電話番号記入欄は、緊急で連絡をとることがありますので、必ず連絡が取れる電話番号及び携帯電話番号を記入してください。

3　名簿には、**メンバー全員の**氏名、性別、年齢、住所、電話番号を記入してください。勤務先は、市内在住者は記入の必要はありません。

4　学校体育施設利用活動内容届は、学校体育施設を利用する市内スポーツ団体の活動状況を把握し、今後のスポーツ行政の参考としたいと考えておりますので、記入例 (内容届裏面) を参考に活動内容欄に、貴団体の目的、構成、活動内容を簡潔に記入してください。問い合わせへの紹介の可否の欄の条件は、簡潔に記入してください。

5　申請書等を持参される方は責任者または副責任者の方でお願いいたします。

6　申請書等提出の前に、必ず利用学校の施設を御確認ください。

《 利用にあたっての遵守事項 》

1　利用時間は、許可書に明記してある時間を厳守してください。**利用時間内に必ず施錠（防犯管理を含む）**をしてください。

2　**利用時間終了後は速やかに静かに学校敷地から退出し、敷地周辺で騒ぐことの無いよう**にしてください。

3　学校の敷地内は、禁煙となっています。また、アルコール飲料の持ち込みも禁止となっていますので厳守してください。

4　校内へ車両を乗り入れる際は、児童、生徒に十分注意し、交通事故が起きないよう気をつけてください。

5　利用時に生じたゴミは、必ずお持ち帰りください。

6　許可されていない学校の備品や部活動の用具の使用は禁止となります。

7　学校の備品や壁等を破損させた場合や鍵を紛失した場合の費用は、**全額利用者負担**とし、教育委員会が指定する業者への支払となり、多大な負担がかかりますので、くれぐれも大切に取り扱いください。

8　団体所有の物品を学校に保管しておくことはできません。

9　安心してスポーツを行っていただくために**スポーツ安全保険の加入**をお勧めいたします。小さな掛け金で1年間の活動のさまざまな補償（けがや事故、施設の破損等）が得られます。

10　学校の施設修繕や工事に伴い、利用許可内容に一部制限がかかる場合や、長期に渡り利用できなくなる場合もございますので、ご了承ください。

令和５年度までに、次の行為により利用停止になった団体があります。
必ずルールとマナーを守って利用してください。

・許可された団体が使用せず、**又貸し**をし、他団体が使用していた。
・**虚偽の申請を行った。**
・利用許可時間を超えて利用し、駐車場内でも騒がしく、**近隣住民から苦情を受けた。**
・**営利活動として使用**していた。
・学校の備品を許可なく不適切な方法で使用し、破損させた。
・学校敷地内で喫煙した。

※　利用条件を満たさない場合、遵守事項を守らない場合、その他学校体育施設開放事業において支障をきたす問題が発生した場合には、利用をお断りする場合があります。